

業務委託契約書（案）

|             |                                                            |    |             |  |  |  |   |
|-------------|------------------------------------------------------------|----|-------------|--|--|--|---|
| 1 業 務 名     | 悪臭及びばい煙測定業務委託                                              |    |             |  |  |  |   |
| 2 業 務 場 所   | 久留米市津福本町 2241                                              |    | 中央浄化センター地内  |  |  |  |   |
|             | 久留米市安武町住吉 1900                                             |    | 南部浄化センター地内  |  |  |  |   |
|             | 久留米市田主丸町益生田 1101-6                                         |    | 田主丸浄化センター地内 |  |  |  |   |
| 3 履 行 期 間   | 自 令和 年 月 日<br>至 令和 8 年 3 月 3 1 日                           |    |             |  |  |  |   |
| 4 業 務 委 託 料 | 十億                                                         | 百万 | 千           |  |  |  | 円 |
|             | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)<br>[ ( ) の部分は、受託者が課税業者である場合に使用する。] |    |             |  |  |  |   |
| 5 契 約 保 証 金 |                                                            | 百万 | 千           |  |  |  | 円 |
| 6 部 分 払     | 有 ・ <div>無</div>                                           |    |             |  |  |  |   |

上記の業務について、久留米市と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 委託者

住所 久留米市合川町 2 1 9 0 番地 3  
商号又は名称 久留米市  
代表者 久留米市企業管理者 石原 純治

乙 受託者

住所  
商号又は名称  
代表者

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

3 甲は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を乙又は乙の第7条に定める業務主任技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の業務主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(業務着手届)

第2条 乙は、業務に着手しようとするときは、着手する前日までに書面により甲に届出なければならない。

(契約の保証)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関の保証

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

5 久留米市企業局契約事務規則第2条（久留米市契約事務規則第27条の各号いずれか）に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 乙は、第1項及び前項ただし書の規定により甲の書面による承諾を求めようとするときは、甲の指定する様式により、譲受人から暴力団排除等に係る誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

(秘密の保持及び目的外利用の禁止)

第5条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は業務の目的以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 乙は、業務遂行上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

3 次条第2項の規定により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、第1項及び前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、この契約に基づく業務の全部又は一部を一括して第三者に委任してはならない。ただし、分析に係る機材の故障等やむを得ない理由により、業務の履行が困難になった場合等であって、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により甲の書面による承諾を求めようとするときは、再委託の内容、再委託先、再委託を要する理由、再委託先に対する管理方法その他必要な事項を記載した文書を、甲に提出しなければならない。

3 前項に定めるほか、乙は、第1項の規定により甲の書面による承諾を求めようとするときは、甲の指定する様式により、再委託先から暴力団排除等に係る誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

(業務主任技術者)

第7条 乙は、業務の履行について技術上の管理を行う業務主任技術者を定め、甲に通知するものとする。これを変更するときも同様とする。

(業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の中止)

第9条 甲は、必要があるときは業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料、又は履行期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲、乙協議して定める。

(履行期間の延長)

第10条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期間までに業務が完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合においては、甲が負担する。

(検査)

第12条 乙は、業務において、直ちに結果報告書（以下「報告書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(業務完了届)

第13条 乙は、全ての業務が完了したときは、速やかに業務完了届を提出しなければならない。

(業務委託料の支払い)

第14条 乙は、第12条第2項規定による検査の全てに合格したときは、甲に対して甲の定める手続きに従い業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(債務不履行に対する乙の責任)

第15条 乙がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲は、乙に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、乙がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。

2 前項において乙が負うべき責任は、第12条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、業務が完了した日から2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、業務完了の日から10年とする。

4 甲は、業務の完了の際に乙のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。

- 5 第1項の規定は、乙の契約違反が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（契約不適合責任）

- 第15条の2 契約目的物が品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、契約目的物の修補による履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。
- 3 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。
- （1）履行の追完が不能であるとき
  - （2）請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - （3）甲が催告をしても乙が履行の追完をする見込みがないことが明らかであるとき
- 4 前3項の場合、甲は、契約目的物の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。
- 5 甲が、契約目的物が契約に適合しないことを知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、前4項の規定による履行の追完の請求、代金減額の請求及び損害賠償の請求をすることができない。
- 6 本条の規定は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

（履行遅滞の場合における遅滞金）

- 第16条 乙の責による事由により、履行期間までに業務を完了することができない場合において、履行期間後相当期間内に完了すると認めたときは、甲は業務委託料に対して延長日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合を乗じて得た額の損害金を付して履行期間を延長することができる。
- 2 甲の責に帰する事由により第14条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対して基準率の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

（契約不適合による解除権）

- 第17条 乙が契約を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その不履行の内容が、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときはこの限りではない。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- （1）この契約を履行できないことが明らかであるとき。
  - （2）乙が契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - （3）乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
  - （4）この契約の締結及び履行に際し重大な不正行為を行ったとき。
  - （5）関係法令、規則等の規定に違反したとき。
  - （6）差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
  - （7）破産、会社更生若しくは民事再生手続きその他これらに類する手続きの申立てをし、又は申立てをされたとき。
  - （8）業務主任技術者を配置しなかったとき。
  - （9）前各号のほか、乙がこの契約に違反し、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないと認められるとき。
- 3 第1項又は前項の解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わない。
- 4 乙は、第1項又は第2項の定めにより契約を解除されたときは、違約金として業務委託料の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに甲に支払うとともに、甲が被った損害を賠償しなければならない。
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- （1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - （2）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定によ

り選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

6 第4項及び前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができ、乙に対する支払金額その他の債務があるときは相殺することができる。

7 本条の規定は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

（談合その他の不正行為が行われた場合の解除権）

第17条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下、「排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前各号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、同法第198条、独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪により逮捕され、又は刑が確定したとき。

2 前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（暴力団排除措置による解除）

第17条の3 甲は、福岡県警察からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

(4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。

(5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。

(6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など甲が求めた是正措置を行わないとき。

(7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している

とき。

(1 1) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。

(1 2) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに、その者との間で第5号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。

2 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

3 第17条第4項の規定は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

4 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第18条 甲は、前3条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定による業務内容の変更の結果業務委託料が3分の2以上減額したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって業務履行が不可能になったとき。

2 前項により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。その損害額は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(賠償金、違約金等の控除等)

第20条 乙が、この契約に基づく賠償金、損害金及び違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、業務委託料の中から控除する。なお、不足を生じたときは、更に期限を定めて追徴するものとする。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から基準率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(障害者に対する遵守事項)

第21条 乙は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、甲の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

(合意管轄)

第22条 この契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義を生じた事項は、必要に応じて甲、乙協議してこれを定める。